

次に議案第九十八号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君） 以上で質疑の全部を終りました。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号から議案第九十八号については委員会報告とあり決定されんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま中里元一君から建所

定の賛成者を得て本案はさうも委員会報告とあり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか、

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案第九十三号から

議案第九十八号までの昭和四年度各会計決算七件についてはさうも委員会報告とあり認定することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 日程第十六陳情第十三号市道舗装ならびに校舎増築等

に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務、建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。まず総務委員長末次性男君

（総務委員長 末次性男君登壇）

○総務委員長（末次性男君） 当委員会に付託された部分は四小の増築に関してご

ざいます。審議の冒頭担当の課長より四小における現在の現状と向う五年間の児童と学級数、これにともなう校舎の増築計画等について資料により説明があり、おによると現況における児童および学級数に対する校舎保有面積が国の補助基準より多いため文部省等の国庫補助対象にはならない状態であり、これから増築費は概算で一億三千万円余りとなつて

いる。このような説明があり、若干の質疑応答がかわされた後、陳情内容は校舎整備の年次計画を立案し実現をはかりたい、という趣旨であり、かつあると考へられるので採択としたらどうかという委員の意見もあり、ついで本陳情書についておはかりいたしましたところ全委員異議なく採択と

決定した次第であります。

よろしくご審議のうえ採択あらんことをお願いいたします。

議長（石川信義君） 次に建設委員長岩田博君

（建設委員長岩田博君登壇）

○建設委員長（岩田博君） 陳情オ十三号市道舗装ならぬに校舎増築に関する陳情書について説明いたします。

この陳情について現地につき建設課長から説明を求め、一の路面舗装の箇所については、四小東側の内山医院前から高峠ポンプ工業所に至る旧砂利線、五更街路二、一の延長にふつかるがあたりからふりくぬぐりグレーダーをかけた場所である。二の路面一部舗装ならぬにガードレール設置箇所については、一の箇所の延長、旧砂利線と教育財産となつてゐる所で、四小の石がきに沿う一、二メートルを舗装しガードレールを設置せたいという旨のである。上水道に架かる橋りよう改修については、旧砂利線先玉川上水に架かる飯橋で、市において木橋をかけ老朽化してあり手すりをつけたりして必要措置をしてゐるものである。……以上のような説明があり、質疑に入りこの飯橋は一、二メートルか、五メートルぐらいの内である。市道認定について



ては旧砂利線の跡で、橋については認定してゐない。橋の多分川より到家屋があり、完全な橋を渡るには遠まわりになり、道路としてではなく歩く程度として必要があるかどうか今後検討したい。危機である場合には今後対策を考へてゐる。……に對して市として責任の取れる体勢をお願ひしたい。四十六年度予算で措置をされた。……との質疑要望あり、当委員会としては採択すべきものと決定した次第であります。何とぞご審議のうえご採択くださるようお願いいたします。報告といたします。

議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情オ十三号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長(石川信義君) 〇異議なしと認めます。よって陳情才十三号は委員
会報告とあり決定いたしました。

議長(石川信義君) 〇より一時まで休憩いたします。
午前十一時五十四分 休憩

午後一時 二分 開議

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程ヤ十七議案才九十九号東京都市町村消防団員等災害補償組合規
約の変更について議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。総務
課長高水求君、

(総務課長高水求君登壇)

〇総務課長(高水求君) 〇指名がありましたので議案才九十九号につぎ
まして説明を申しあげます。

本件は提案理由にござりますように福生町の昭和四十五年七月一日柏江

町、大和町、清瀬町、久留米町の十月一日、村山の十一月三日にその
の市制を施行したことにともないまして市町村消防団員等災害補償
組合の組織の名称がそのためにござりますあがりましたので市となつたた
めの改正をござります。

別表一と申しますのは組織市町村の団体でござります。

別表二は組合議員の選挙区および定数を定めたものでござります
す。それらの中にたゞし申しあげました所の市になりましたた
めに、組織所の団体名を改正しようとするものでござります。

よろしくご審議のうえ原案とありご可決くださるようお願い申し
あげまして説明を終ります。

〇議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

〇より本案に対する質疑を行ないます。

(〇異議なしと呼び着あり)

〇議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

〇議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) 〇際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十九号については、委員会付託および討論を省略したことに採決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君）こゝより議案第九十九号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長（石川信義君）この際日程第十八および日程十九については関連がありまうので一括して審議いたします。

日程第十八議案第九十九号市道路線の廃止について
日程十九議案第一百号市道路線の認定について
以上二件を一括して議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたします。

（十番川杉重雄君が出席午後一時八分）

（須崎議事係長朗読）省略

議長（石川信義君）朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設課長古谷徳男君登壇）

建設課長（古谷徳男君）ご指名がありましたので、議案第九十九号市道路線の廃止について、議案第一百号市道路線の認定についてを説明申しあげます。

本案は市道一九一号線の拡内改良工事を実施したことによる路線の

整備をござりまして、認定事務の処理方法といひまして従来の路線を一端ん廃止して新しく新設道路を含めて路線を再認定しようとするものゝごさります。

お手もとに案内図が配付になつてゐると思ひますが、二枚ござりまして、議案百号の關係につきましては市道一九一号线廢道箇所案内図のご説明を申しあげます。

この路線は従来の一九一号线を延長が四百五十九メートル、巾員二、四メートルから六メートル、面積が四千八百一平方メートル、今までの路線が赤くぬつてある部分を一回全部廢止しようとするものゝごさります。それから一〇二号の關係につきましてはもう一枚の市道一九一号、七〇七号、七〇八号路線認定図でこの一〇二号の關係をござりまして、百号議案で廢道いたしました一九一号を新しく三百六十一メートルを改良拡巾工事をいたしましたわけをござります。その部分を含めまして新しく一九一号线を認定しようとするものゝごさります。この延長が四百四十一メートル二十、巾員六メートル、面積が四千八百四十七、二平方メートル、それから黄色にぬつてある部分でござります。今までの一九一号线を分割していたためにそれを新たに路線を変更いたしました。

まして、七〇七号として認定しようとするものゝごさります。その延長が百三十八メートル、巾員が二、四メートル、面積が三百七、二平方メートル同じくその先の青色の部分の七〇八号路線の關係をござりまして、延長が九十九、八メートル、巾員二、四メートル、面積が三百三十九、四平方メートルということになっております。

よろしくご審議のうえご可決くださるようお願い申しあげまして説明を終ります。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案百号および議案百一号については各員令は託および討論を省略したために採決さへんことを望みます。
(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成を得て本案はしむるも委員会付託および討論を省略したために採決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって本案はしむるも委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

○議長(石川信義君) 以上より議案百号および同百一号の市道路線の廃止および認定の二件について採決いたします。

本案はしむるも原案とあり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって議案百号および同百一号は原案とあり認定することに決定いたしました。

○議長(石川信義君) 日程オ三請願オ三号零才児保育に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいたします。

(島田議会議務局長朗読) 省略

○議長(石川信義君) 以上で朗読を終わります。

以上より紹介議員大野行夫君から本主旨の説明を求めます。九番大野行夫君

(九番大野行夫君登壇)

○九番(大野行夫君) ただいま議題となりました零才児保育の件でございますが、現在福生においては森田産院の業務を担当しておりますが、ソカンセ人やはい施設がございますが、多数の乳児をお預けすることになります。というわけで、保育園にやはり更々才児の保育をお願いしたいと、そして請願書にもありますように一家の共稼ぎ等の中からも解消をお願いしたいというような要望もあられてここに請願となった次第でございます。

よろしくこの問題に対しましては保健婦または母保等の問題等が起つてくると思っております。よろしくご審議をお願いいたします。ご採決あらんことをお願いいたします。補足説明いたします。

議長（石川信義君）以上紹介議員の主旨説明は終了しました。
このより本件請願に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

議長（石川信義君）以上で質疑は終了します。

請願ヤミ号については厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査とし詳細なる審査を願うことといたします。

議長（石川信義君）このより一時半まで休憩いたします。

午後一時十五分 休憩

午後一時五十九分 開議

副議長（中村国太郎君）休憩を前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際世界平和都市宣言および稲城町の陳情書を日程に追加し先議したいと思ひますか。これに異議ありませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（中村国太郎君）異議なしと認めます。よって世界平和都市宣言および陳情については追加日程とし先議することに決定いたしました。

副議長（中村国太郎君）追加日程第一世界平和都市宣言を行ないます。
二十四番石川信義君

（二十四番石川信義君登壇）

二十四番（石川信義君）世界平和都市宣言朗読（別添参照）
副議長（中村国太郎君）以上で世界平和都市宣言を終ります。

副議長（中村国太郎君）二十四番石川信義君議長席にお着き願います。
（副議長中村国太郎君降壇、議長石川信義君登壇）

議長（石川信義君）次に追加日程第二陳情ヤミ号収益事業（競輪）の開催権の付与団体加入に関する陳情書を議題といたします。

事務局局長として陳情書の朗読をいたさせます。

（島田議会議事務局長朗読）省略

○議長（石川信義君）朗読は終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（応答なし）

○議長（石川信義君）以上ご意見は終わります。

陳情第十四号については総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とし詳細なる審査を願うことにいたします。

○議長（石川信義君）次に日程第三十二閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務および厚生、両委員長から同委員会において審査中の案件について、会議規則や七十条の規定により、お手もとにご配付してあります申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読いたします。

（須原議事係長朗読）別添参照

○議長（石川信義君）以上で朗読は終わりました。

おはかりいたします。本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に

付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第三十三特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、総務および建設の委員会から継続調査の要求がありましたので、お手もとにご配付の特定事件継続調査表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（石川信義君）この際市長から昭和四十五年の年末にあたり特に

言を求められておりますので、こゝを許します。市長石川常太郎君

(市長石川常太郎君登壇)

市長(石川常太郎君) 貴重な時間を拝借いたします。

本議会におきましては四十六年度の補正予算、四十四年度の決算認定、条例の改正案等数多くの議案に対しまして長期間慎重な審議をいたさましてすべしと議決をいただきありがとうございます。衷心よりお礼申しあげます。

本日は四十五年の最終議会と存じますので、ご協力をいただきました一年間のお礼を申しあげたいと存じます。

本年は公害、交通、物価上昇等々悪条件のもとにありました。一年三百六十五日、一日の待機もなく希望に向って歴史のこま、こまを確実にきざみ込んだ年と申ししても過言ではないと存じます。その一年間の歴史のうち最大のものは何人と申ししても市制の施行でございます。またそれにとともに、当然のことでございますが福祉事務所の設置、教育委員会をはじめ一部課の拡充と組織の充実、ひいては

住民サービスの向上にも心がけて参りました。建設面につきましては福祉会館の開設、武蔵野各区整理事業の完成、第一小学校分校設置、消防署の開設、救急業務の開始、プールを含む柳山公園の完成等手続に建設施行中のものを見ましても下河原の区整理事業、小学校の増築、体育館の建設、保育園、水道事業施設の拡充、排水溝、河川敷のランド、道路舗装、消防庁舎等大変多くの事業の完成あるいは事業が進行中でございます。このように成果をあげ得られましたことは一重に立派な議会また個々の三十四名の議員諸氏の絶大なるご指導とご協力の賜物でございます。またこれに加えて市民各位の市への連体感の発露でございます。衷心より議会と議員各位に対しまして深く感謝申しあげます。

諸事業につきましてはたいへん心掛けておりますけれども、今年も格別議会にはお骨ありをいただきますので今一度この件にふれさせておきます。市制施行後市民の誇りと自信の点におきましてまた「福生」という自治体の存在を全国的に認めたいと思っております。あきまして、非常に大きな収穫があったと市民とともに同慶にた

えないところがございますが、しかしながら現在までの成果は主といたしまして間接的な、また抽象的な利点でございます。議員諸氏が苦勞をして市制にふみきっていただけたわけでございますので、さらにこの根は力強く分けつを重ねまして近い将来現実的な輝かしい成果となつてあらわれるものと信じております。こゝら議員各位のおはたらきは福生のみならず全国的に高く評価さるべきものであると信じております。またよのうにすることが私の責務であると存じております。幸福と申しますことは目的とすることではなくて最終的なしめくりとしてよそから与えられるものであると私は考えてゐるのでございませうが、今年の一年間のしめくりは総体的にみましても幸福の部に属してゐると思ひます。議員各位本当にありがとうございませう。なお基地従業員整理の問題につきましては、関係者の皆さま方にとつては大変に年末をひかへる心配のことと十分拝察申しあげますが、正式の連絡、公表が今だにございませんので明年になると存ひますか、判明のあかつきには是非お力をお貸し願ひたいと思ひます。

最後に、ただいまは本議会において平和都市宣言を万場一致でさへしましたことは、騒然たる世界情勢の中、しかも横田基地をかかへる特有な環境下の市議会の宣言であるだけに一層さん然と光輝き、平和の鐘は千金の値をもつて市民に響くものと思ひます。その点敬意を表するとともに喜びにたえないところを申し上げます。来るべき年も福生市が幸福でありますように願うものでございませう。そのためにもまず議員各位の健康が第一条件でございます。この議員の先生方おそろいにお健康なお体で越年くださるようお願い申しあげるとともにいく重にもお礼申しあげまして年末のご挨拶といたします。(拍手)

議長(石川信義君) 以上、市長の挨拶は終了しました。

議長(石川信義君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

議長(石川信義君) こゝをもって昭和四十五年第二回福生市議会定例会を